

子育て支援・少子化対策に関する基本計画の骨子（案）

資料7

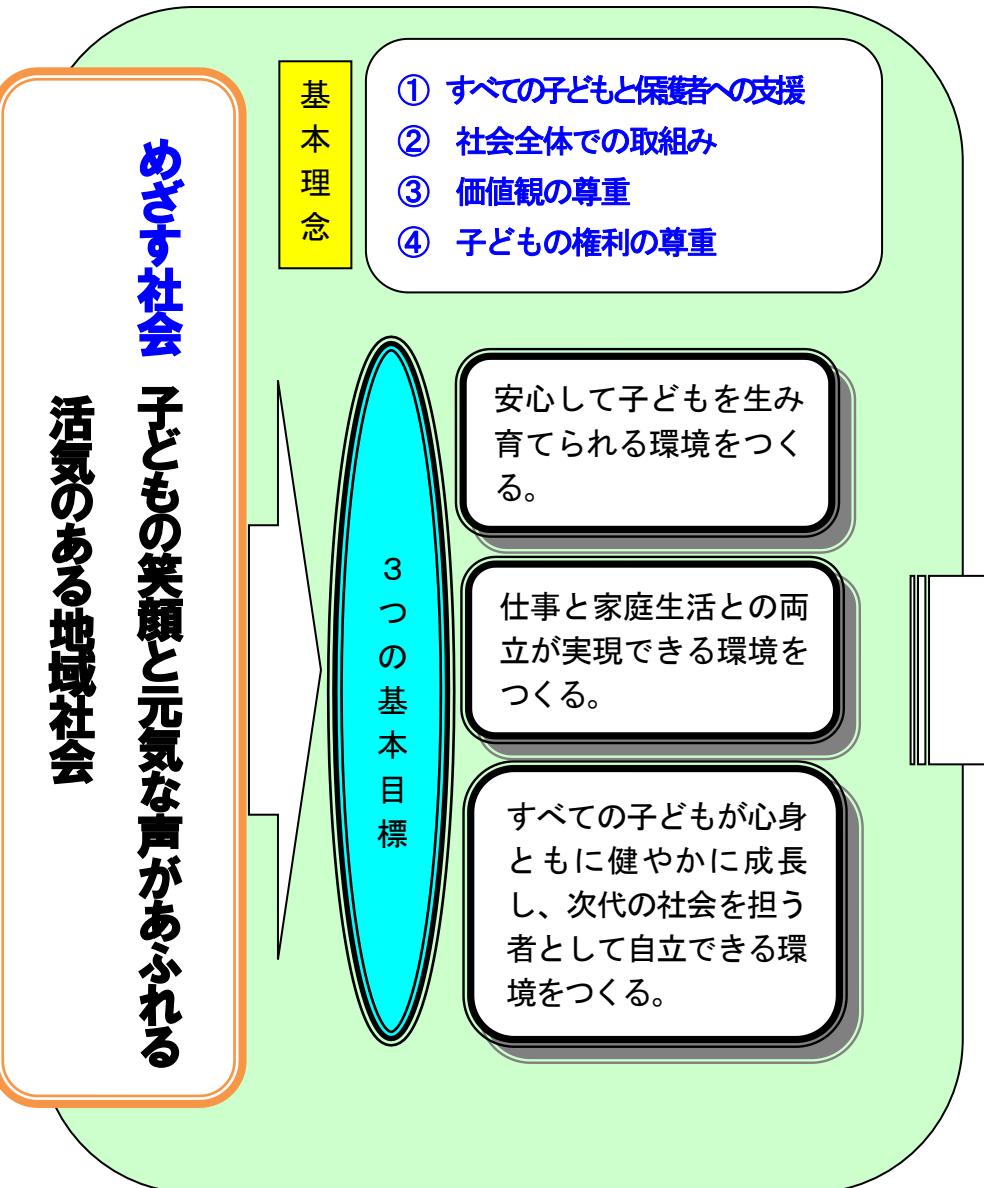
第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
すべての県民が一体となって子育て支援・少子化対策に取り組むための目標を示し、それぞれの役割を示すもの
- 2 計画の性格・役割
○子育て支援・少子化対策条例に基づく計画
○次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画
○子ども・子育て支援法に基づく県の子ども・子育て支援事業支援計画
○子ども・若者育成支援推進法に基づく計画
○子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画
○母子保健計画策定指針に基づく計画
- 3 計画の期間
令和2年度～令和6年度（5年間）

第2章 計画策定の背景

- 1 少子化の進行
少子化の進行（出生数、出生率の低下）
(要因) □未婚化・晩婚化・非婚化の進行、
□初産年齢の上昇、夫婦の出生力の低下
(背景) ■結婚に対する意識の変化
■出会いの機会の減少と経済的不安
■子育ての経済的、精神的負担感
■子どもの数の理想と現実のギャップ
(影響) ○子どものすこやかな成長への影響
○地域社会への影響
○地域経済への影響
- 2 子どもと子育て家庭などを取り巻く環境
(家庭と地域社会の状況)
□家族形態の変化
□子育てに冷たい地域社会
(仕事と子育ての状況)
□働き方改革の推進（長時間労働の是正）
□仕事と子育ての両立の難しさ
□非正規就業者の増
□フルタイムの妻の就業の中止
□男性の家事・育児参画
(子どもの状況)
□児童虐待 □ひとり親 □外国人

第3章 計画の目標と基本方針



第4章 子育て支援・少子化対策の具体的な展開

- 1 重点施策
 - ① 教育・保育・子育てニーズへのきめ細やかな対応
 - ② 働き方改革の推進
 - ③ 仕事と子育ての両立支援の実効ある取組みの推進
 - ④ 男性の家事・育児参画の促進
 - ⑤ 女性の活躍の推進
 - ⑥ 結婚を希望する男女への支援
 - ⑦ 結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会づくり
 - ⑧ 若い世代の自立支援
 - ⑨ 移住・定住、UIJターンの促進
 - ⑩ 子育て家庭や子どもを望む家庭への経済的負担の軽減
 - ⑪ 困難を有する子どもへの支援
 - ⑫ 子どもの貧困対策
- 2 施策の展開

基本方針 I 家庭・地域における子育て支援

- 基本的施策
- 1 子育て家庭に対する支援
 - 2 地域における子育て支援の促進
 - 3 安心して子育てができる生活環境の整備
 - 4 母と子の健康づくりへの支援

基本方針 II 仕事と子育ての両立支援

- 基本的施策
- ① 働き方改革の推進
 - 2 仕事と子育てを両立できる職場環境の整備
 - ③ 男性の家事・育児参画の促進
 - 4 就業支援

基本方針 III 子どもの健やかな成長の支援

- 基本的施策
- 1 子どもの権利と利益の尊重
 - 2 子どもの健全な育成
 - 3 生命を尊び家族を形成する心を育む環境づくりの推進
 - 4 子どもの生きる力を育成する教育の推進

基本方針 IV 次世代を担う若者への支援

- 基本的施策
- 1 結婚を希望する若者への支援
 - 2 ライフプラン教育の推進
 - 3 若者の就業支援
 - ④ UIJターン・移住・定住の促進

3 目標指標

- ・子育てを楽しいと感じる割合
- ・短時間勤務制度等の導入率
- ・子どもの朝食欠食率など

第5章 幼児期の教育・保育の見込み、確保方策

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 計画期間における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保およびその実施時期

第6章 計画の推進

- 1 主体の役割と協働
 - ・県民、保護者、事業者、行政(県、市町村)の役割とともに、互いにパートナーシップのもとに連携を図り、取り組んでいく。
 - ・国に対して、地域の実情等に関わる必要な提言・要望等行う。
- 2 国への提言・要望
 - ・子育て支援・少子化対策県民会議において、施策の点検・評価を行い、公表。
 - その際、目標指標と目標値を設定し、PDCAサイクルによるフォローアップを行い、目標達成をめざす。